



佐賀県公報

平成16年
2月23日
(月曜日)
第 12420号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

告 示

- 字の区域の変更
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止
- 青少年に有害な図書等の指定
- 保安林予定森林
- 道路の区域の変更
- 道路の供用開始

○ 告 示

● 佐賀県告示第百五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、肥前町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があった。

右の処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十六年二月二十三日

佐賀県知事 古川 康

区域を変更する字の
名称

同 上 に 編 入 す る 区 域

大字納所字太田

大字納所字馬渡丁二五三の一部、丁二五五の一部、丁二五六の一部、丁二五七、丁二五九の一部、丁二六〇、丁二六一の一部、丁二六二の一部及び丁二六四の一部

大字納所字福田丙一八二三三、丙一八二五及び丙一九一五一
の地先の大字納所字太田の道路

大字納所字松ノ本

大字納所字大山丁四五六二、丁四六一、丁四六二、丁四六三、丁四六四、丁四六五、丁四六七三、丁四六七五、丁四七〇、丁四七一から丁四七一三まで、丁四七二、丁四七三、丁四七五、丁四七五二、丁四七六、丁四七八二及び丁四八一、六から丁四八一九まで並びにこれらに伴う道路の区域

大字納所字桑木田丁八一六一、丁八一六二、丁八一六四、丁八一七から丁八一九まで、丁八二二、丁八二四、丁八二五、丁八二七及び丁八二九一

大字納所字松ノ本丁七八六の一部、丁七九二から丁七九七まで、丁七九八二の一部、丁八〇〇の一部、丁八〇一、丁八〇二の一部及び丁八〇三の一部並びにこれらに伴う道路の区域
大字納所字桑木田丁八四〇の地先の大字納所字松ノ本の道路

大字納所字山中
大字納所字桑木田
大字納所字山口乙一三九八四及び乙一四〇〇三並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
大字納所字山口乙一三九八四の地先の道路
大字納所字山口乙一四〇〇三の地先の水路

大字納所字大辻
大字納所字大辻
大字納所字山口乙一三九八四及び乙一四〇〇三
及び甲一〇一〇三
大字納所字山口乙一四〇八二及びこれに伴う水路の区域

● 佐賀県告示第百五十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があつた。

平成十六年二月二十三日

サ ー ビ ス の種類	佐賀県知事 古川康	
	事業所の名称	所在地
貸与 福祉用具	蓮池カイセイ薬局 有限会社伊万里電販	伊万里市蓮池町八四番地一 伊万里市新天町七一八番地一
貸与 福祉用具	平成一六・一・三一	平成一五・六・一

● 佐賀県告示第百五十四号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条规定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十六年二月二十三日

佐賀県知事 古川康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	15-309	漫画 ばんがいち 3月号	(株)コアマガジン	18295-3	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	15-310	漫画 SHOWER シャワー 3月号	(株)一水社	18399-3	
"	15-311	漫画 ローレンス 交雪 3月号	(株)総合図書	18387-3	
"	15-312	快楽天 DX COMIC快楽天 2月号増刊	ワニマガジン社	13878-2 ①2004 3/24	
"	15-313	Kissui〔きっすい〕 VOL. 004 すっぴん 3月号増刊 HYPER GENIC Kissui Vol. 4	英知出版	05464-3 ①2004/3/26	
"	15-314	COMIC ゲッチュ 3月号 COMIC び～た3月増刊号	若生出版(株)	13882-03 ①-3/25	
"	15-315	DOPE〔ドープ〕ザ・ベスト MAGAZINE オリジナル 2月号増刊	KKベストセラーズ	04040-02 ①-2004.3/26	
"	15-316	ホイップ No.50 3月号	(株)コアマガジン	08169-3	
"	15-317	PENTHOUSE JAPAN 3月号	ぶんか社	07933-3	
"	15-318	BOMBER〔月刊〕メルフレボンバー NUMBER-034 3月号	KKベストセラーズ	08513-03	
"	15-319	マドンナハウス Vol. 200 3月号	若生出版(株)	08357-03	
"	15-320	ガールフレンズ No.165 3月号	若生出版(株)	02333-03	
"	15-321	@BUBUKA DX デラックス VOL.07 BUBKA MAX 3月号増刊	(株)コアマガジン	18012-3 ①-3/27	

●佐賀県告示第百五十五号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十六年二月二十三日

佐賀県知事 古川 康

(一) 保安林予定森林の所在場所

伊万里市東山代町川内野字大谷三六三九、三六四三、三六四六の一、三六四八の一から三六四八の三まで、三六四九、三六五〇の一、三六五〇の二、三六五三、三六五五、三六五六、三六五八、三六五九の一、三六六一、三六六四から三六六八まで、三六七〇、三六七一、三六七三の一、三六七三の二、三六七五、三六七七、三六七八の一、三六七八の二、三六七九、三六八〇、三六八二の三から三六八二の五まで、三六八二の八、三六八二の一〇、三六八二の一二から三六八二の一五まで、三六八二の一九、三六八二の二〇、三六八二の二四、三六八二の二六から三六八二の二八まで、三六八二の三四、三六八三、三六八五から三六八七まで、三六八八の一、三六八八の二、三六八九の一、字岩の下三六九二、三六九五、三六九五の二、三六九六、三六九七の一、三六九七の五、三六九九の九、三六九九の一〇、字上の古場三七八六の一、三七八六の二、三八〇七の一、三八一〇、三八二九、三八三二の一、三八三三の一、三八三四の三、三八三五、三八三六の一、三八三六の三、三八三七の一、三八三九の二、三八三九の三、三八三九の七、三八三九の一五、三八三九の二六、三八四〇、三八四一の三、三八四三、三八四五の一、字田ノ上三八五七、三八八六の二、三八九二の一、三八九二の二、三八九六、三八九九の一、三九〇〇の一、三九〇〇の六まで、三九〇〇の八、三九〇〇の一、三九〇〇の一四、三九〇〇の一七、三九〇〇の二〇、三九〇〇の二二、三九〇〇の二、三九一一の一、三九一一の一、三九一二の四、三九一三の一、三九一九の一、三九二一の二、三九二七の三、三九二七の四、三九二八、三九三〇の一、三九三

〇の七、三九三〇の一四、三九三〇の一六、三九三〇の一八、三九三〇の一九、三九三〇の三六、三九三五、字布落三九四七の一、三九四八の一から三九四八の九まで、三九四八の一二、三九四八の一三、三九四八の五一から三九四八の一七まで、三九四八の一〇、三九五三、三九五四、三九五七、三九五八の一、三九五八の二、三九五八の四、三九五八の五、三九六〇の二、三九八四の二、三九八七、三九九六の六、三九九八の一、四〇一、字小川内四〇〇四の二、四〇〇六の二、四〇〇七、四〇一一、四〇一五の四、四〇二〇の二、字角井四〇二三、四〇二六の一、四〇三八の一、四〇三九の一、四〇四〇から四〇四二まで、四〇四四の一、四〇四七の一、四〇四八の二、四〇四八の五、四〇四八の六、四〇四八の八、四〇四八の九、四〇五〇の一、四〇五三の一、四〇五三の八、四〇五三の一四、四〇五八の二、四〇五九、四〇六二の二、四〇六二の四、四〇七五、字長谷四〇八一の一、四〇八二、四〇八三、四〇八五から四〇八七まで、四〇八八の一、四〇九〇、四〇九一の四、四〇九一の五、四〇九二の一、四〇九四の一、四一〇二の三、四一〇二の八、四一〇二の一七、四一〇二の一八、四一〇二の二〇、四一〇三の一、字芦宗四一五八の一、四一五九、四一六〇の一、四一六二、四一六三、四一八九、四一九〇、四一九二の一、四一九六、四二〇〇の一、四二〇一、四二〇四、四二〇六の一、四二〇七の一、四二〇七の二、四二〇八の一、四二一〇の二、四二一一の二、四二一一の三、四二一一の六から四二一一の九まで、四二一一の一、四二一一の二、四二一一の二二、四二一一の二四、四二一一の四一、四二一一の一、四二一七の一、四二一〇の一、四二一〇の三、四二三五から四二三八まで、四二三八の二、字永山四二三八の五、四二三八の八、四二三八の九、四二四二五四、四二五五、四二五六の二、四二五七の一、四二五九、四二六〇、四二六〇の二、四二六二の一、四二六二の二、四二六二の六、四二六二の

七、四二六二の一〇、字清水四二七四、四二七五の一、四二七六の一、四二七六の二、四二七九の一、四二八〇の一、四二八〇の二、四二九五、四二九六の三、四二九六の六、四二九六の七、四二九七の一、四二九七の二、四三〇〇の一、四三〇〇の一、四三〇七、四三一一、四三一二の一、四三一二の二、四三一七の二、字大古場四三一五の一、四三一六、四三一六の一、四三一七の二、四三一七の三、四三一七の八、四三一七の一三、四三一七の一五、四三一八の一、四三二〇、四三二二、四三二三の一、四三二三の二、四三二五の一、四三二五の二、四三二七、四三二二から四三三五まで、四三三七、四三四〇、四三四一の一、四三四三、四三四五の一、四三四六、四三四八、四三五一、四三五二、四三五五、四三五七、四三六〇、四三六三から四三六五まで、四三八七の五、四三八九、四三九〇、四三九二の一三、四三九四、四三九七の三、四三九九の一、四四〇〇の一、四四〇六、四四〇八の三、字灰木の久保四四五二、四四六四、四四六七の一、四四六八の一、四四七〇の一、四四七二、四四七三、四四七七から四四八〇まで、四四八五、四四八九、四四九二の一、四四九三の一、字藤川四四九六、四四九七、四五二五の一、四五二五の三、字神ノ門四六五八の一、四六六〇の一、四六六〇の二、四六六〇の三、四六六四、四六六七、四六六九、四六七〇の一、四六七一、四六七四から四六七六まで、四六七八、四六八九、四六九二、四六九四、四六九五、四六九六の一、四六九八の一、四七〇一、四七〇三、四七〇五、四七〇六の一、四七〇六の三、四七〇六の四、四七〇八、四七一〇、四七一二の二、字水ノ元四七二八、四七三一、四七三九、四七五三、四七五四、四七五五の一、四七六〇、四七六一、四七六四、字黒谷四七七六の一、四七七六の二、四七七七、四七七九の四、四七八〇、四七八三、四七八四、四七八四の二、四七八五、四七八八、四七九四の六、四七九四の七、四七九四の九、四七九四の二から四七九四の二三まで、四八〇三、四八〇七の二、四八一七、四八二三の一、四八二四の一、四八二八の一、四八二八の二、四八三〇、四八三二、字北古場五三一七の

一、五三一九、五三二〇、五三二一、五三二三の四、五三二六の一、五三二七の一、五三二八の一、五三二八の一、五三二九の一、五三三〇の一、五三三〇の二、五三三〇の二、五三三〇の六、五三三一の三、五三三一の四、五三三一、五三三三、五三三四の一、五三三六、五三三九の三、五三三九の四、五三三九の六、五三四一、五三四三から五三四七まで、五三四九、五三五〇、五三五五の一、五三五八、字善道五三六二の一、五三六七、五三七〇、五三七二の一、五三七二の二、五三七三、五三七五、五三八〇、五三八一の一、五三八一の三、五三八四、五三八六、五三八七、五三九〇から五三九二まで、五三九五、五三九六、五四一〇、五四一二の一、五四一六の一、五四一六の三、五四一八、五四二一から五四二三まで、五四二五、五四二六、五四二八の一、五四二八の二、五四三〇の一、五四三一、五四三三、五四三四の一、五四三四的四、五四三六、五四三七、五四四三の一、五四三二、五四三三、五四三四の二、五四三四の四、五四三六、五四三七、五四四三の一、五四三二、五四三三、五四三の二、五四四四の一、五四四四の二、五四四五、五四四七、五四四八の一、五四四八の一、五四四九の一、五四四九の二、五四五一の一から五四五一の三まで、五四五一の六、字柳谷五四九七の一、五五〇三の一、字三本松五七九四、字日南川五八二五の二九六、字山の寺五八六〇、山代町東分字保木六四四五の三、六四四五の三九、六四四五の四〇、字上木和田七〇一六、七〇四〇の一、字柏木七一二四の一、七一二四の五、七一五四の三、七一四四の三〇

(二) 指定の目的

(ア) 水源のかん養

(イ) 指定施業要件

(ウ) 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとす

(一) 保安林予定森林の所在場所

伊万里市山代町西分字儀丁木三四七七の一、三四七七の三、三四七七の四、字後谷三五六五、三五七三、字善明三九一〇の一から三九一〇の三まで、三九一九の一から三九一九の三まで、三九二一、三九二三、三九二五、字西副三九五四、三九六五

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市

町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県水産林務局森林整備課及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路

の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年二月二十三日から平成十六年三月二十二日まで佐賀県土木部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年二月二十三日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県告示第百五十七号	
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。	
その区間を表示した図面は、平成十六年二月二十三日から平成十六年三月二十二日まで佐賀県土木部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。	
平成十六年二月二十三日	

道路の種類 及び路線名	道路の 区間		佐賀県知事 古川康		延長 メートル
	前	後	幅員 メートル	区城	
県道 佐賀川久保島 柄線	三養基郡上峰町大字堤字屋形原三八 一七番二地先から 三養基郡上峰町大字堤字屋形原三七 八三番一地先まで	三養基郡上峰町大字堤字塚原一六五 一番九五地先から 三養基郡中原町大字原古賀字白虎谷 三八〇番一〇地先まで	二〇・三 一〇・四 一九九・九 一九九・九		
	三養基郡上峰町大字堤字屋形原三八 一七番二地先から 三養基郡上峰町大字堤字屋形原三七 八三番一地先まで	三養基郡上峰町大字堤字塚原一六五 一番九五地先から 三養基郡中原町大字原古賀字白虎谷 三八〇番一〇地先まで	二〇・三 一〇・四 一九九・九 一九九・九		
	一四・〇 七・三 一、一七七・七	一四・〇 七・三 一、一五五・三			
	一九九・〇				

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀川久保鳥栖 線	三養基郡上峰町大字堤字屋形原三八一七番二 地先から 三養基郡上峰町大字堤字屋形原三七八三番一 地先まで 三養基郡上峰町大字堤字塚原一六五一番九五 地先から 三養基郡中原町大字原古賀字白虎谷三一八〇 番一〇地先まで	平成一六・二・一二三

申購
込先
料

一か年三、八〇円（送料共）
佐賀県総務部総務学事課

平成十六年二月二十三日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川康行

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画（株）